

令和8年度中小企業DX推進人材育成支援事業業務委託企画提案募集要領

1 事業の目的

物価高騰等による事業環境変化への対応に加え、企業の成長を促進するためには、デジタル技術の導入による生産性向上や省力化等によるDXの取組が重要であり、DXの取組推進には、その推進役となるデジタル人材の育成が必要である。

このため、企業内におけるDX推進人材を育成するとともに、企業のDXの取組を高度な技術で支える高度デジタル人材を育成する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和8年度中小企業DX推進人材育成支援事業業務委託
- (2) 履行期限
令和9年3月31日（水）
- (3) 業務概要
別添仕様書案参照
- (4) 事業費
25,337千円以内（消費税を含む）
※履行に要する全ての経費を含む。

3 企画提案への参加に係る資格要件

- (1) 法人又は共同企業体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

- (6) 都道府県税、消費者及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断する者でないこと。

4 委託契約に係る今後のスケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和8年4月1日(水)
- (2) 企画提案の質問受付期限 4月14日(火)
- (3) 質問回答掲載 4月17日(金)
- (4) 参加申込書提出期限 4月20日(月)17:00(必着)
- (5) 企画提案書等提出期限 4月27日(月)17:00(必着)
- (6) 企画提案審査(プレゼンテーション) 4月30日(木)
- (7) 受託事業者決定(予定) 5月上旬

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書

企画提案への参加希望者は、参加申込書提出期限(4月20日(月)17:00)までに別添「参加申込書」(様式1)をE-mailで提出すること。送信後に必ず電話確認を行うこと。

イ 企画提案書(様式2)

ウ 企画提案書

以下の内容を掲載した企画提案書(任意様式)を添付して提出すること。

① 全体方針	本事業を行うにあたって、企画全体の基本的な考え方、コンセプト等を記載すること。
② 業務内容	<p>仕様書案の4業務内容を踏まえて以下の内容を具体的に記載すること。</p> <p>I 業務の遂行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行責任者の経歴、概要 ・当日の運営体制(運営スタッフの人員、体制) <p>II 講座・フィールドワークの企画・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成(趣旨・ねらい、テーマ、講師、受講者・課題提供企業との調整等) ・参加者募集に向けた事業周知方法 ・受講内容の定着を図るための工夫(eラーニング等) <p>III 業務の全体スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座・フィールドワーク実施に向けたスケジュール <p>IV その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害や感染症等により本県との往来が制限されることを想定した本業務の実施体制 ・情報漏洩等を防止するための情報セキュリティ対策
③ 事業実施体制	本事業を実施するための組織体制(事業の一部を委託する場合は、再委託先の体制を含む)を詳細に記載すること。また、本事業遂行にあたる総括責任者以下の役割分担を明確に記載する

	こと。
④ スケジュール	本事業全体にかかるスケジュール
⑤ 追加提案 (任意)	本県の中小企業のDX推進に向けた人材育成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

エ 共同企業体協定書（様式3）※共同企業体で参加する場合のみ。

オ 会社等概要書

- ・提案者の概要がわかるもの（企業案内、パンフレット等）
- ・登記簿の写し又は定款の写し

カ 費用見積書

別添仕様書案の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

キ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。

ク 県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿（様式4）

ケ プレゼンテーションに用いる資料（必要な場合のみ提出）

(2) 提出の条件

ア 企画提案は、1社につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

ウ 採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

エ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

オ 企画提案書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出形式

A4横・片面使用（図表その他の関係で難しい場合はこの限りではない。）

(4) 提出部数及び提出期限

提出書類	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式1）	1部	4月20日(月)17:00(必着)
イ 企画提案書(様式2)	1部	4月27日(月)17:00(必着)
ウ 企画提案書(任意様式)	6部	
エ 共同事業体協定書(様式3)	1部	
オ 会社等概要書	6部	
カ 費用見積書	6部	
キ その他	6部	
ク 県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿(様式4)	1部	
ケ プレゼンテーションに用いる資料	1部	

(5) 提出方法

電子ファイル及び郵送（持参も可）とする

提出先へ電子メールにて提出し、電話で着信確認を行うこと。別途、指定部数を郵送（持参も可能）で提出すること。

※ ケ「プレゼンテーションに用いる資料」については、電子ファイルのみの提出で構わない。

(6) 提出場所・問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部産業立地課新産業創出室新産業創出係 担当 重村、壹岐
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
電話番号 099-286-2897
電子メールアドレス shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

6 応募に係る質問について

質問がある場合は、企画提案の質問受付期限（4月14日（火））までに別添「質問書」（様式5）を E-mail で提出すること（電話による質問は受け付けない）。送信後に必ず電話確認を行うこと。

質問に対する回答は、質問回答掲載（4月17日（金））までに質問者に対して E-mail で回答する。また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する情報であって、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、県ホームページでも公表する。

7 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

ア 審査は、別に定める「中小企業DX推進人材育成支援事業業務委託企画提案競争審査要領」に基づき、中小企業DX推進人材育成支援事業業務委託企画提案競争審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、実施する。

イ 審査は、プレゼンテーションによる審査とし、プレゼンテーション実施後、審査委員会において審査し、選定する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、オンラインにより下記のとおり開催予定であり、詳細については、別途、企画提案書の提出者に通知する。

ア 日時：令和8年4月30日（木）

イ 概要

- ・ 1提案者あたり15分（説明10分、質疑応答5分）以内とし、後日、審査委員会が指定する時間割により個別に行うものとする。
- ・ 説明は10分を超過しないこと。10分を超過した場合、説明の途中でであっても直ちに中止し、質疑応答に移る。
- ・ 提出した企画書等（5(1)ウ「企画提案書」又はケ「プレゼンテーションに用いる資料」）に基づきプレゼンテーションをすることとし、追加資料の配付は原則として認めない。

(3) 審査・選考基準

主な審査・選考基準については、別紙のとおりとする。

(4) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

8 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき県と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、事業費（25,337千円以内（消費税を含む））に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

別紙

審査基準

審査項目	審査の視点
趣旨や目的の基本理解	
	<p>[趣旨や目的の理解度] 本業務の趣旨や目的を十分に理解し、今後の本県における取組を検討する上で、有益な助言・提案が期待できるものとなっているか。</p>
業務運営体制	
	<p>[実績] これまで、同種業務の実績を豊富に有しているか。</p>
	<p>[実施体制] 業務を確実に履行できる体制が確保されているか。</p>
実施スケジュールや必要経費の適切さ	
	<p>契約上限額の範囲内で必要経費が適正に計上され、合理的な見積内容となっているか。</p>
	<p>提案された実施スケジュールは、現実的で円滑な実施が可能なものとなっているか。</p>
事業効果の高さ	
項目1	各講座の位置付けが明確であり、体系的な人材育成となっているか。
項目2	各講座の内容に応じて、D X 推進やデジタル技術に関する十分な知識及び実務経験を有する講師が適切に選定されているか。
項目3	社内デジタル人材育成講座において、企業内で D X を推進する人材の育成につながる内容となっているか。また、自社の業務課題の整理や D X 推進の方向性の検討が可能となる実践的な講座設計となっているか。
項目4	ITコンサルティング技術講座において、現場課題の抽出から解決提案まで一貫した支援が可能な実践的な講座設計となっているか。また、支援体制が適切に構築されているか。
項目5	AIデジタル技術講座において、PBL（課題解決型学習）により実課題に基づく実践的な学習が可能な講座設計となっているか。また、支援体制が適切に構築されているか。
項目6	受講者の参加意欲を促進し、継続的な受講につながるような内容・運営上の工夫がなされているか。
項目7	対象となる企業・人材に対して効果的な広報が行われ、十分な参加者の確保が期待できるか。
項目7	上記のほか、業務の目的を達成する上で、有益な追加提案や独自の効果的な手法・工夫がなされているか。